## 「二宮町子どもも大人も輝く心身きらり条例(案)」に対する意見募集の結果

「二宮町子どもも大人も輝く心身きらり条例(案)」への意見を募集したところ、貴重なご意見をいただきました。 二宮町議会の考え方をまとめましたので公表いたします。

## 【意見募集の概要】

- (1)募集期間 平成30年1月5日から平成30年1月25日まで
- (2)意見等提出者数 4名
- (3)意見の内容及び二宮町議会の考え方(以下一覧)※意見は原文のとおり

項目	意 見	二宮町議会の考え方
全体	国に「健康増進法」があるところへ、さらに自治体がこのような規制	町では、6つの計画(二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ど
(4件)	に近い条例を作る必要があるか、というのが私の基本的な考えです。	も・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計
	あの法律も人権無視の悪法だと思っていますが、出来てしまった以	画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画、二宮町総合計画)が策定
	上、仕方ありません。ならば、これ以上窮屈な制度を重ねて欲しくはな	されていますが、本条例を制定することにより、それらの取組みを部署を超
	いというのが正直な感想です。	えたものにして実効性を高めていきます。
	はっきり言って、この条例における具体的な活動がよく分らないの	健康づくりは強制ではありませんが、健康づくりを支える環境は社会性が
	で、それが曖昧であればあるほど、何でも包括し、いろいろな側面で個	あると考えます。
	人生活に介入してきそうで、憂鬱です。健康は確かに望ましいことでし	健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、
	ょうが、強制することではありません。生まれつき身体が脆弱な人にま	社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止め
	でも「健康たれ!」と言うようなことに、賛成できません。	たものです。
	さらに、私は喫煙者なので、根拠の薄弱な「受動喫煙の害」をことさ	
	ら言い立てる今の社会にうんざりしています。これが行き過ぎれば、東	
	京都の条例のように個人の家庭にすら侵入・介入にしてきて恥じなくな	
	ります。	
	むしろ長寿の里が目指すべきは「安心して死ねる町・二宮」だと思い	
	ます。子や孫の世代が立派に育つのを見届け、その笑顔を見ながら未来	
	を信じて昇天するのが幸福というものではないでしょうか。それは、	
	「心身きらり」という雰囲気だけの掛け声では、到底達成されません。	

この条例制定に反対します。理由は以下のとおりです。

条例が何のためにあるのかがおわかりでしょうか。住民は主権者です。 条例を守るのべきは「公務員」であり、住民であってはなりません。 「責務」で縛るのは「二宮町」で憲法と同じです。

法の役割、憲法が保障する心身という町民の自由が一番尊重されるべき領域に公権力(二宮町)が「町民の責務」を規定するのは、憲法 13条の「生命・自由・幸福追求権」や憲法 97条に「基本的人権の不可侵」、さらには第 20条の「信教の自由」に抵触し、差別を生む危険性を持っています。また団体活動の自由を侵し、差別を生む危険性もあります。障がいを持っている人、怪我や病気、体調不良が原因不明で苦しんでいる人、考えも多彩な様々な人たちが地域社会で暮らしています。時の変化で何が健康づくりなのか何が健康に良いのか変わり、不明確な中で、「誰もが主体的健康づくりに取り組む地域社会をめざす」というのはナチスドイツや旧日本帝国などの軍国独裁政権での優生思想に通じる気持ち悪さを感じます。

また、町民の責務、地域活動団体の役割という縛りをかけてまで、何を 定めたいのかわかりません。健康の定義もなく、具体的に何が盛り込め られたのかわからないので、それが曖昧であればあるほど、何でも包括 し、いろいろな側面で個人生活に介入してきそうで、危険です。健康は 強制することではありません。

さらに、条例を制定する場合、その条文解釈や町民意見の反映などの制 定過程を明らかにして、条例案の意見聴取をするのが望ましいと思いま すが、この条例案の資料はそのようなものが、ほとんどありません。そ れが町民を代表する議決機関である議会がとりまとめたならば、なおさ ら範を示す必要があります。

条例づくりは条項をつくるだけのことではありません。法の在り方や 様々な事例を想定した研究、実態調査、関係者の調整をしたうえで、政 策化し、その仕組み、仕掛けをつくるために条例があるのではないでし ょうか。 町では、6つの計画(二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ども・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画、二宮町総合計画)が策定されています。それらの取組を本条例で制定することにより、部署を超えたものにして実効性を高めていきます。

健康づくりは強制ではありませんが、健康づくりを支える環境は社会性が あると考えます。

健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、 社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止め たものです。

本条例の策定には、他自治体の条例を調査し、先進自治体の視察を行うとともに、町民の健康状況についての情報収集、町などとの調整を進めました。

また、議会主催で町民と意見交換会を実施しました (2015年12月17日・19日、2016年1月27日、2016年7月3日、2017年7月17日)。意見交換会の内容はHPに掲載しています。また、本条例は理念条例であり、関連する既存6計画を考慮・勘案、検討を重ねました。

ご指摘のとおり、本条例は理念条例です。 理念は理解でき「長寿の里二宮」に相応しいと考える。 理念にある内容は幅広く、「心身きらり」が幅広くカバーする理念で あるとの理念が序文から分かる。 一方で、条例と言うよりも「町民憲章」を補完する意味があると感じ とった。 健康はどの方にも重要なもので欠かさないものだと思います。 健康づくりは強制ではありませんが、健康づくりを支える環境は社会性が それは人間として当たり前のことで、町の条例に制定する必要はある あると考えます。 と思えません。言い回しも強制的な言い回しです。努めるということ 健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、 は、努めたくてもできない人がいるのです。障害、病気など、抱えたく 社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止めた なくても抱えている人がいる。健康を促すイベントなどあるのは問題あ ものです。 りません。ですが、町民に対して強制を強いるような言い回しは条例に すべきではないと思います。 条例名 条例名は、その条例が何を規定しているかわかる名前をつける必要があ 健康づくりという観点を明確にするため、「子どもも大人も輝く心身きら りますが、「子どもも大人も輝く心身きらり条例」は類推できず、条例 り健康づくり条例」とします。 名としては不適切です。 他の自治体でも、従来のものに加えて、理念を表す条例名があります。 第1条 (目的) 「町民及び町の責務」は第4条に町民に責務の規定があり、「町民の責 本条例は理念条例であり、町民に順守を強いるものではありません。従っ 務」が大きな柱となっていますが、条例が何のためにあるのかがおわか て、「責務」についても強制性はなく、努力規定と捉えていますが、条文見 りでしょうか。住民は主権者です。条例を守るのべきは「公務員」であ 出しの「責務」(第4条・第5条)・「役割」(第6・第7条)を「取組」に変え り、住民であってはなりません。「責務」で縛るのは「二宮町」で憲法 ることで、自主性を強調しました。 と同じです。「町民及び」を削除する必要があります。また、「地域活動 健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、 団体及び事業者の役割」も同じことです。 社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止め この条例の目的は「健康づくりの推進について基本的な事項を定めるこ たものです。 と」となっていますが、基本的な事項がわかりません。 本条例の策定には、他自治体の条例を調査し、先進自治体の視察を行うと 今回の条例は議会が提案しているので、政策的条例だと思いますが、何 ともに、町民の健康状況についての情報収集、町などとの調整を進めまし が政策として盛り込まれたのか、盛り込みたいのかわかりません。障が いを持って生れてきたり、怪我や病気で障がいを持った人はどうなるの また、議会主催で町民と意見交換会を実施しました(2015年 12月 17

日・19日、2016年1月27日、2017年7月17日)。意見交換会の内容は日

でしょうか?心が健康な事は必要だけれど、心が病んでしまうような社

	会システムや格差があり、それを解決できない社会なのに町の条例で一	Pに掲載しています。また、本条例は理念条例であり、関連する既存 6 計画
	律に規定することは無理があるではないでしょうか。	を考慮・勘案、検討を重ねました。
	条例づくりは条項をつくるだけのことではありません。法の在り方や	
	様々な事例を想定した研究、実態調査、関係者の調整をしたうえで、政	
	策化し、その仕組み、仕掛けをつくるために条例があるのではないでし	
	ようか。	
第1条	(目的)(基本理念)	
第3条	第1条 目的の最後の段落で「…、健康づくりの推進について基本的な	町では、6 つの計画(二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ど
	事項を定める」と第3条 「心身きらりの実現は、…生涯にわたり人と	も・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計
	つながり安心して心豊かな生活を営むことである。」	画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画、二宮町総合計画)が策定
	とあるが、具体的にどういった施策に結び付くか見えない。目的を目指	されています。それらの取組みを本条例を制定することにより、部署を超え
	した次のステップに期待したい。	たものにして、これらの計画の実効性や、他事業で健康づくりの視点が生か
		されるよう、注視していきます。
第2条	(定義)「心身きらり」	
第1項	「心と身体がともに健康である状態」というのはどういう状態をいうの	健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、
第1号	でしょうか。健康の定義が必要です。障がいを持っている人、怪我や病	社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止め
	気、体調不良が原因不明で苦しんでいる人も多い社会で、一律に定義で	たものです。
	きるのでしょうか。	「心身きらり」は条例名と整合性を図りました。「心と身体がともに健康
	「心身きらり」という言葉自体が法律用語、一般用語ではなく、事業名	である状態を表し」「町民に親しめるようにしたい」との思いを込めまし
	などのキャチフレーズとして使うのには良いですが、条例に使う言葉と	た。他自治体の条例にも、新しい表現が見られます。
	して不適切だと思います。	
第2条	(定義)「地域活動団体」	
第1項	地域活動団体の定義が非常に狭義です。何故、「健康・福祉等に携わる	どのような団体であっても、健康づくりに関わることができるよう、広い
第5号	団体」とそのまま記載しなかったのか疑問です。	範囲の団体・グループを想定しています。
	また、「等」は曖昧な言葉なので、法令には安易に使わない方が良い言	
	葉ですので、想定する活動を言葉として表記する方が妥当です。	
第3条	(基本理念)	
	「生涯にわたり人とのつながり安心して心豊かな生活を営むこと」につ	各条項で定める取り組みは、「人とのつながり」を大切にしたものです。

	<del>-</del>	<del>,</del>
	いての基本的事項が後の条項に定められていません。「誰もが、あらゆ	また「取り組む」を「取り組める」にし、自主性を尊重する表現に変えまし
	る機会とあらゆる場面において、主体的に取り組む地域社会の実現をめ	た。
	ざす。」は今までの条項で指摘したように様々な人が地域社会で暮らし	
	ています。その中で「誰もが主体的に取り組む地域社会の実現をめざ	
	す」というのはナチスドイツや旧日本帝国などの軍国独裁政権での優生	
	思想に通じる気持ち悪さを感じます。不適切な文言です。	
第 4 条	(町民の責務)	
	憲法により、法は、専断的な国家権力の支配を排斥し、権力を拘束する	健康づくりは、最終的には個人が判断を行うものですが、健康に関する施
	ことによって、国民の権利・自由を擁護することを目的として存在して	策は社会的なものであり、最大限のものを提供することが必要と考えていま
	います。ですから、町民に規制をかけるのは公序良俗に反するもの以外	す。強制性を求めるものではありません。個々の施策への異論があることは
	は限られたもので、公権力(二宮町)がそこから逸脱、濫用されないよ	認識しています。
	うに条例で規定されているはずです。心身という町民の自由が一番尊重	本条例は理念条例であり、町民に順守を強いるものではありません。した
	されるべき領域に公権力(二宮町)が「町民の責務」を規定するのは、	がって、「責務」についても強制性はなく、努力規定と捉えていますが、条
	憲法 13条の「生命・自由・幸福追求権」や憲法 97条に「基本的人権の	文見出しの「責務」(第4条・第5条)・「役割」(第6・第7条)を「取組」に
	不可侵」、さらには第20条の「信教の自由」に抵触し、差別を生む危険	変えることで、自主性を強調しました。
	性を持っています。第2項の規定は「町民は、健康づくりに関する活動	
	に参加するよう」は、時代の流れの中で何が健康づくりなのか何が健康	
	に良いのか変わり、不明確です。町が行っている健康診断やワクチン接	
	種に疑問を持っている町民もいます	
	この条項は無くすべきだと思います。	
第5条	(町の責務)「町は、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行い」	
第5項	健康状態等の等はどんな事の調査でしょうか。町民の承諾もなく、勝手	調査や分析にあたっては、個人情報保護条例の順守が前提です。
	に調査や分析をされては、プライバシーの侵害です。優生思想につなが	
	ることもあるので、「承諾を得て、取り扱いに十分留意して」などの文	
	言が必要です。	
第5条	(町の責務)「財政上の措置」	
第6項	町財政がひっ迫している中で、選択と集中が必要で、優先順位づけ、	政策の裏付けとしての財政措置は必要であり、全体の予算の中で考慮され
	補助金問題などあり、安易な財政措置はやめてほしい。	るべきです。
		l .

## 第6条 (地域活動団体の役割)

地域活動団体は町民活動団体と考えると、その活動に公権力が役割など 枠組みすることは活動の自由に反することで、反対です。行政が相談に 乗ったり、情報を提供することと連携は違うと思います。連携をするに は対等となる仕組みをつくる方が先決だと思います。

地域活動団体は先見性もあり時には健康づくりの面で、町や他の団体が 推進している事業に反対する団体もでてくるはずです。そこに連携を必 ず求めるのは問題があり、団体間に差別を生む危険性もあります。連携 するか否かは当事者(団体)の意思のはずです。

この条項は無くすべきだと思います。

活動の自由を制限するものではなく、「努める」という中で自主性を重んじています。

条文見出しの「責務」(第4条・第5条)・「役割」(第6・第7条)を「取 組」に変えることで、自主性を強調しました。

## 第8条 (心身きらり推進期間)

「町は、町民の関心と理解を深めるために」とこの文章自体が上から目線、権威主義を感じる表現です。

町民の健康づくり活動が活発な中で、こういう期間が必要だという具体 的な要請が出てきて期間をつくるべきです。 健康への意識を高めるだけでなく、推進期間を設けることで幅広く健康づくりの情報を提供したり、きっかけづくりとするために必要と考えます。